相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市二条通一八丁目左一〇号、最後の住所北海道旭川市南二条通二二丁目
被相続人　亡　津田　ヤエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日
北海道旭川市四条通一〇丁目二二三四―二
大同生命旭川ビル七階
相続財産管理人　弁護士　澁谷　朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市門脇町三丁目四九番地、最後の住所宮城県石巻市茜平三丁目一〇番地
仮設蛇田西部第一団地三―三号
被相続人　亡　佐藤　英夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日
宮城県石巻市穀町一一番二九号　二階
相続財産管理人　中尾　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市増田町亀田字上捨五四番地、最後の住所秋田市浜田字陳ケ原三五番地三一
被相続人　亡　藤原　チヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日
事務所秋田市山王七丁目一二番一三号
相続財産管理人　弁護士　菅原　佳典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市三の丸二丁目一三一番地、最後の住所茨城県水戸市三の丸二丁目一一番一三号
被相続人　亡　葛西　良雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日
事務所茨城県水戸市大町三丁目四番三六の九〇四号
相続財産管理人　弁護士　松崎　保元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市灘町二三八八番地、最後の住所栃木県宇都宮市三番町三番三七号Ｋ―一ビル三〇二号
被相続人　亡　浦口　真人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日
栃木県宇都宮市昭和一丁目七番九号宇都宮中央ビル　宇都宮中央法律事務所
相続財産管理人　田村　信彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐倉市中志津七丁目三番、最後の住所千葉市稲毛区小仲台一丁目五番二六号ハイホーム稲毛チェリーヒルズ二〇三号
被相続人　亡　小林　秀明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日
事務所千葉県千葉市中央区栄町四二―一一
日本企業会館五階　さきがけ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡邉　寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市西船三丁目三九二番地、最後の住所千葉県船橋市西船三丁目四番一〇号
被相続人　亡　松本　みつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日
事務所千葉県船橋市本町二―二七―二五
太陽生命船橋ビル七階　船橋第一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大石　聡子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市習志野台二丁目一一番、最後の住所千葉県我孫子市新木野三丁目四〇番一七号
被相続人　亡　南谷　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日
事務所千葉県松戸市松戸一二八一―二九
松戸スクエアビル五階　東葛総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長浜　有平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区亀戸七丁目二五番地二、最後の住所東京都江東区亀戸七丁目六〇番二号
被相続人　亡　五十嵐正昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日
東京都千代田区麹町四―三―一九パシフィックシティ麹町五階新生綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区入船一丁目二一番地二、最後の住所東京都中野区本町六丁目七番一六号
被相続人　亡　櫻井由喜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日
事務所東京都千代田区麹町三丁目一二番七号麹町エイチティーズビル五階佐藤三郎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小平市鈴木町二丁目二五一番地、最後の住所本籍と同じ
被相続人　亡　齋藤　康司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日
事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大野壽三枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常陸太田市上河合町一三〇二番地一、最後の住所東京都西多摩郡瑞穂町むさし野二丁目五八番地一
被相続人　亡　藤井　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日
事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上益城郡山都町下市七四番地、最後の住所東京都町田市三輪緑山一丁目三番地二緑山ヒルズ四〇七
被相続人　亡　吉田　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日
事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区大島二丁目三四番地、最後の住所東京都江東区亀戸一丁目四三番八―八〇四号
被相続人　亡　田中　英輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日
東京都港区虎ノ門三丁目一〇番四―八一〇号山口雅主法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山口　雅主